

みなさん、 不動産を相続したら、 登記ですよ！



令和6年4月1日、相続登記の申請義務化

- 相続又は遺贈によって不動産を取得した相続人は、相続したことを知った日から**3年以内**に相続登記の申請をしなければなりません。
- 令和6年4月1日より**前に発生した相続**も対象です。
- 正当な理由がないのに申請を怠った場合、10万円以下の**過料**の適用対象に。

3年以内に話し合いがまとまるかなあ...という方には

遺産分割協議がまとまらない場合には、より簡易な手続で相続登記の申請義務を履行したとみなされる「**相続人申告登記**」という新しい登記が利用できます（令和6年4月1日から）



相続登記の申請義務化について、
詳しくは法務省ホームページで。

裏も見てね！



同じ戸籍を何回も
求められる…

そんなあなたに！

法定相続情報一覧図が便利です。

相続が発生すると、預貯金の払戻し、年金手続、登記申請、相続税の申告、車の名義変更など、手続ごとに戸籍謄本などを提出しなければなりません。

そこで、法定相続人の一覧図を作成し、必要な戸籍謄本などと一緒に法務局に提出すると、その後、法務局が無料で何度でも当該一覧図の写しを交付します。この写しは、上記のような手続において、戸籍謄本などに代わる証明書として扱われます。お問い合わせは、お近くの法務局まで



詳しくはこちら

相続で、もめて
ほしくない…

そんなあなたに！

自筆遺言書を法務局で保管します。

せっかく書いた遺言書も、自分で保管していると、紛失や改ざんのおそれがあります。また、家庭裁判所の検認が必要なため、時間がかかります。

そこで、法務局で自筆の遺言書をお預かりします。

お預かりした遺言書は、裁判所の検認が不要となり、遺言者が亡くなられたときは、遺言者が指定した相続人等に通知されるため、確実で安心です。お問い合わせは、お近くの法務局まで

遺言書
ほかんガルー



詳しくはこちら

相続しても
使わない…

そんなあなたに！

相続した土地を国が引き取ります。

相続しても活用されない土地が「所有者不明土地」の予備軍になっています。

そこで、令和5年4月27日から、相続で取得した土地の所有権を国庫に帰属させる「相続土地国庫帰属制度」が始まりました。

対象となる土地には要件があり、法務局の審査が必要です。

また、審査手数料と管理のための負担金を納付する必要があります。

お問い合わせは、広島法務局(本局)まで



詳しくはこちら

法務局	電話番号
広島法務局 (本局)	082-228-5201(代表) FAX 082-502-0202
可部出張所	082-812-2548
廿日市支局	0829-31-0164
東広島支局	082-422-2338
呉支局	0823-21-9289
尾道支局	0848-23-2882
福山支局	084-923-0102
三次支局	0824-62-2504



各法務局の
詳しい住所などは
こちら



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」
“広島ご当地モデル”